

新旧対照条文

別添 1
介護保険法施行規則（平成十一年厚生労働省令第三十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 地域支援事業等（<u>第百四十条の六十二の三―第百四十条の七十二</u>）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第七章（<u>第百五十九条の二・第百六十条</u>）</p> <p>第八章―第十章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>（研修の課程）</p> <p>第二十二條の二十三 令第三条第一項各号に掲げる研修（以下この条から第二十二條の二十九までにおいて「研修」という。）の課程は、介護職員初任者研修課程とする。</p> <p>2 研修の内容は、厚生労働大臣が定める基準以上のものとする。</p> <p>（研修の方法）</p> <p>第二十二條の二十四 研修は、講義及び演習により行うものとし、必要に応じて実習により行うことができるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 地域支援事業等（<u>第百四十条の六十三―第百四十条の六十八</u>）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第七章（<u>第百六十条</u>）</p> <p>第八章―第十章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>（研修の課程）</p> <p>第二十二條の二十三 令第三条第一項各号に掲げる研修（以下この条から第二十二條の二十九までにおいて「研修」という。）の課程は、介護全般に関する介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程（以下「一級課程」という。）、訪問介護に関する二級課程（以下「二級課程」という。）及び訪問介護に関する三級課程（以下「三級課程」という。）とする。</p> <p>2 研修の内容は、厚生労働大臣が定める基準以上のものとする。</p> <p>（研修の方法）</p> <p>第二十二條の二十四 研修は、講義、演習及び実習により行うものとする。</p>

2・3 (略)

(指定の申請)
第二十二條の二十六 (略)

一 (略)

二 研修の名称

三〇五 (略)

六 実習を行おうとする者にあつては、実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名(法人にあつては、その名称)及び当該施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書

七〇九 (略)

2 (略)

(介護員養成研修の指定の基準)

第二十二條の二十七 令第三条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 修業年限は、おおむね八月以内であること。

二 研修の内容は、第二十二條の二十三第二項に規定する基準以上であること。

三 前号に規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

四 講師は、介護職員初任者研修課程を教授するのに適当な者であること。

五 実習を行う場合にあつては、第二号に規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用で

2・3 (略)

(指定の申請)
第二十二條の二十六 (略)

一 (略)

二 研修の名称及び課程

三〇五 (略)

六 実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名(法人にあつては、その名称)及び当該施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書

七〇九 (略)

2 (略)

(介護員養成研修の指定の基準)

第二十二條の二十七 令第三条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 介護職員基礎研修課程に係る基準 次のイからへまでに掲げる基準を満たすこと。

イ 修業年限は、おおむね三年以内であること。

ロ 研修の内容は、第二十二條の二十三第二項に規定する基準以上であること。

ハ ロに規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

ニ 講師は、介護職員基礎研修課程を教授するのに適当な者であること。

ホ ロに規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

きること。

六 実習を行う場合にあつては、実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

へ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

二 一級課程に係る基準 次のイからへまでに掲げる基準を満たすこと。

イ 修業年限は、おおむね一年以内であること。

ロ 研修の内容は、第二十二条の二十三第二項に規定する基準以上であること。

ハ ロに規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

ニ 講師は、一級課程を教授するのに適当な者であること。
ホ ロに規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

へ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

三 二級課程に係る基準 次のイからへまでに掲げる基準を満たすこと。

イ 修業年限は、おおむね八月以内であること。

ロ 研修の内容は、第二十二条の二十三第二項に規定する基準以上であること。

ハ ロに規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

ニ 講師は、二級課程を教授するのに適当な者であること。
ホ ロに規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

へ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

四 三級課程に係る基準 次のイからへまでに掲げる基準を満たすこと。

イ 修業年限は、おおむね四月以内であること。

ロ 研修の内容は、第二十二条の二十三第二項に規定する基

2 講義を通信の方法によつて行う研修にあつては、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 添削指導、面接指導等による適切な指導が行われること。
- 二 添削指導、面接指導等による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。

三 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

(名簿の記載事項)

第二十二條の二十八 令第三条第二項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、養成研修修了者(同条第一項に規定する養成研修修了者をいう。)の氏名、生年月日、研修の修了年月日及び同条第一項の証明書の番号とする。

(福祉用具専門相談員)

第二十二條の三十一 令第三条の二第一項第九号の厚生労働省令で定める要件は、第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了したこととする。

準以上であること。

ハ ロに規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

二 講師は、三級課程を教授するのに適当な者であること。

ホ ロに規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

ヘ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

2 講義を通信の方法によつて行う研修にあつては、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 添削指導、面接指導等による適切な指導が行われること。
- 二 添削指導、面接指導等による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。

三 面接指導の時間数は、一級課程に係るものにあつては十二以上、二級課程に係るものにあつては六以上、三級課程に係るものにあつては三以上であること。

四 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

(名簿の記載事項)

第二十二條の二十八 令第三条第二項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、養成研修修了者(同条第一項に規定する養成研修修了者をいう。)の氏名及び生年月日、修了した研修の課程及び修了年月日並びに同条第一項の証明書の番号とする。

(福祉用具専門相談員)

第二十二條の三十一 令第三条の二第一項第九号の厚生労働省令で定める要件は、第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程、一級課程及び二級課程を修了したこととする。

2 (略)

3 講習は、講義及び演習により行うものとし、その実施に当たっては、講習において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行われなければならない。

(準用)

第二十二條の三十四

第二十二條の二十六第一項(第六号を除く。)及び第二十二條の二十八から第二十二條の三十までの規定は、福祉用具専門相談員指定講習について準用する。この場合において、第二十二條の二十六第一項中「令第三条第一項第二号」とあるのは「令第三条の二第一項第十号」と、同項第四号中「学則」とあるのは「運営規程」と、第二十二條の二十八中「令第三条第二項第二号」とあるのは「令第三条の二第二項第二号」と、「養成研修修了者(同条第一項に規定する養成研修修了者をいう。）」とあるのは「同条第一項第十号の証明書の交付を受けた者」と、「同条第一項」とあるのは「同号」と、第二十二條の二十九中「介護員養成研修事業者(令第三条第一項第二号に規定する介護員養成研修事業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「福祉用具専門相談員指定講習事業者(令第三条の二第一項第十号に規定する福祉用具専門相談員指定講習事業者をいう。以下同じ。）」と、「第二十二條の二十六第一項各号(第八号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。）」若しくは「第二項各号」とあるのは「第二十二條の三十四において準用する第二十二條の二十六第一項各号(第八号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。）」と、第二十二條の三十中「介護員養成研修事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員指定講習事業者」と、「令第三条第二項第二号イ」とあるのは「令第三条の二第二項第二号イ」と読み替

2 (略)

3 講習は、講義、演習により行うものとし、その実施に当たっては、講習において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行われなければならない。

(準用)

第二十二條の三十四

第二十二條の二十六第一項(第六号を除く。)及び第二十二條の二十八から第二十二條の三十までの規定は、福祉用具専門相談員指定講習について準用する。この場合において、第二十二條の二十六第一項中「令第三条第一項第二号」とあるのは「令第三条の二第一項第十号」と、同項第四号中「学則」とあるのは「運営規程」と、第二十二條の二十八中「令第三条第二項第二号」とあるのは「令第三条の二第二項第二号」と、「養成研修修了者(同条第一項に規定する養成研修修了者をいう。）」とあるのは「同条第一項第十号の証明書の交付を受けた者」と、「研修」とあるのは「講習」と、「同条第一項」とあるのは「同号」と、第二十二條の二十九中「介護員養成研修事業者(令第三条第一項第二号に規定する介護員養成研修事業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「福祉用具専門相談員指定講習事業者(令第三条の二第一項第十号に規定する福祉用具専門相談員指定講習事業者をいう。以下同じ。）」と、「第二十二條の二十六第一項各号(第八号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。）」若しくは「第二項各号」とあるのは「第二十二條の三十四において準用する第二十二條の二十六第一項各号(第八号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。）」と、第二十二條の三十中「介護員養成研修事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員指定講習事業者」と、「令第三条第二項第二号イ」とあるのは「令第三

えるものとする。

(法第百十五条の四十五第二項の厚生労働省令で定める基準)
第百四十条の六十二の三 法第百十五条の四十五第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第百十五条の四十五第二項第一号及び第二号に掲げる事業の対象となる居宅要支援被保険者については、市町村又は地域包括支援センターが、当該居宅要支援被保険者の意思を最大限に尊重しつつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な介護予防支援又は同項第三号の援助を行うことにより、決定すること。
- 二 法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業に従事する者(次号及び第百四十条の六十九において「従事者」という。)の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。
- 三 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。
- 四 利用者に対する法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。
 - イ 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は法第百十五条の四十五第二項第三号の援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。
 - ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
 - ハ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

条の二第二項第二号イ」と読み替えるものとする。

(新設)

(法第百十五條の四十五第二項第二号の厚生労働省令で定める事業)

第百四十條の六十二の四 法第百十五條の四十五第二項第二号の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業のうち市町村が定めるものとする。

一 栄養の改善を目的として、被保険者(第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者に限る。以下この条において同じ。)に対して配食を行う事業

二 被保険者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、被保険者に対して、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業

三 その他地域の実情に応じつつ、法第百十五條の四十五第一項第一号に掲げる事業及び同条第二項第一号に掲げる事業と一体的に行われることにより、被保険者について、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援に資する事業

(法第百十五條の四十七第五項の厚生労働省令で定める基準)
第百四十條の六十九 法第百十五條の四十七第五項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。

二 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

三 利用者に対する法第百十五條の四十五第二項各号に掲げる事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

(新設)

(新設)

- イ 市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は法第百十五條の四十五第二項第三号の援助を行う地域包括支援センター等（法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業にあつては、市町村、当該利用者の家族等）に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。
- ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- ハ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

（法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の委託の届出）

第四百十條の七十 法第百十五條の四十七第六項の規定により、同條第五項の規定により法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の実施の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）が、その事業の一部を、次條に規定する者に委託しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について市町村長に届け出なければならない。

- 一 法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の一部を委託しようとする事業所の名称及び所在地
 - 二 委託しようとする法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の内容
 - 三 法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の一部を委託しようとする期間
- 2| 受託者は前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 3| 受託者は、法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の一部を委託する上で必要な情報を当該委託を受けた者に提供しなければならない。

（新設）

(法第十五条の四十七第六項の厚生労働省令で定める者)
第四百十条の七十一 法第十五条の四十七第六項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。

(利用料)

第四百十条の七十二 法第十五条の四十七第八項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

(法第七十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める審査及び支払)

第五十九条の二 法第七十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める審査及び支払は、法第十五条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の利用者ごとの利用状況に応じて支払われる費用の支払決定に係る審査及び支払(特定介護予防福祉用具販売に係るものを除く。)とする。

様式第十一号(第二十二条の二十五関係)

第 号

修了証明書

氏名

年 月 日生

(新設)

(新設)

(新設)

様式第十一号(第二十二条の二十五関係)

第 号

修了証明書

氏名

年 月 日生

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項（第一号又は第二号）に掲げる研修の課程を修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事名

（介護員養成研修事業者名）

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項（第一号又は第二号）に掲げる研修の（介護職員基礎研修課程、一級課程、二級課程又は三級課程）を修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事名

（介護員養成研修事業者名）